

206 私立法律学校特別監督条規第二条に付英吉利法律学校他

三校へ通知(案)

〔明治二十年五月〕

委員長 (穂積陳重)  
印

書記 (川上博愛)  
印

(欄外注記1) 左案参考之為メ英吉利法律学校東京法学校専門学校明治法律学校工御通知可相成哉  
監督条規第二条ニ閑スル義ニ付專修学校ノ照会有之候処左記之通回答致候条為御参考此段御通知及候也

明治廿年五月 日 私立法律学校監督委員長

穂積陳重

四校長宛

監督条規第二条ニ拠リ生徒入学之義ニ付御問合之趣了承右ハ初等中学卒業生も尋常中学卒業生同様試業ヲ要セサル事ニ議決致候云々

(欄外注記1)

〔五月十日送達済〕

〔私立法律学校往復及雑書綴込〕明治十九年、  
〔團〕